

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。

このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 招集通知の早期発送・早期電子提供】

当社は、招集通知・株主総会参考資料を株主の皆様様に議案の十分な検討期間を確保していただけるよう、株主総会の3週間前の日より1日前に当社ホームページ等に電子提供をしております。しかしながら、発送については招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、法定期日の日に行っております。さらなる早期発送に努めてまいります。

【補充原則1-2 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社では、株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから議決権電子行使プラットフォームを現在は採用しておりませんが、今後の株主構成等を鑑みて検討いたします。また、当社株主における海外投資家比率は相対的に低い(2022年12月31日時点現在0.66%)ことから、現在招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後の株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則1-2 信託銀行等の名義での株式保有】

当社では、株主総会における議決権は株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の実質株主が株主総会へ出席し議決権の行使や質問を行うことは、その者が実質株主であることの確認が困難であること等から原則認めておりません。

今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視し、必要に応じて実質株主の株主総会への出席等につき検討してまいります。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

(1)中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方

当社では、管理職等の中核人材の登用等にあたっては、年齢や性別、社歴や国籍等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会を得られるような人事評価制度とキャリアプランを整備しております。そのため、女性、外国人等の区分での目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりません。

今後も、人数等の目標は設定せず、従業員の最大限の能力を發揮できる職場環境や企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用していく方針であります。

(2)多様性の確保に向けた人材育成方針について

当社では、中長期的な企業価値の向上には人材の確保および成長が重要であると認識しております。多様な人材を確保できるよう、人材採用においては性別・国籍にとらわれず、当社のクレド(例:物事を善悪で考える、相手の立場になる、前向きに考え積極的に行動できる)に賛同できるかを一つの基準として、より広いバックグラウンドの人材を求めています。また、人材育成として、「超積極参加」を合言葉とする入社1年目を対象としたCEO研修を実施するなど、自らの考えを積極的に発言し行動する力を養うことを目標としております。主な研修プログラムは社員で構成する人材育成委員会によって企画・実施され、社員の知識レベルやヒューマンスキル、モチベーション向上のための階層別の勉強会などを行い、社員の成長とともに会社の成長発展と企業価値の向上に努めております。

(3)多様性の確保に向けた社内環境整備方針について

当社では、育児・介護休業、育児及び介護のための短時間勤務等の制度を導入し、性別を問わず、多様な人材が仕事と家庭を両立し、能力を發揮できる社内環境の整備に努めております。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

当社では、株主構成に占める海外投資家比率が相対的に低い(2022年12月31日現在0.66%)ことから、英語による情報開示・提供を行っていませんが、今後の海外投資家比率の変化等を勘案した上で、その都度、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性判断基準は定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立性の基準を準用しております。また、取締役会は、候補者の選定に際し、候補者の知識・経験・能力に留まらず、取締役会における率直・活発で建設的な討議への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、監査等委員会設置会社の機関設計を採用し、取締役7名のうち3名が独立社外取締役(うち女性1名)を選任しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えていると認識しておりますが、国際性については十分に確保されているとは

言えないことから、多様性の観点を中心に踏まえ、取締役候補者の選定に努めてまいります。
なお、当社の監査等委員である社外取締役は、公認会計士・弁護士を含め、財務・会計・法務に関する知識など十分な知見を有しております。
取締役会の実効性評価については、補充原則4 - 11 に記載の通りです。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、現在、取締役会の構成人員は7名(うち監査等委員である社外取締役は3名)で、経営全般、コーポレートガバナンス、財務会計、法務関係などの知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性、および企業規模として最適な員数となるよう努め、他社での経営経験を有する者を独立社外取締役に含めることも検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は毎年、取締役会の構成や運営方法、審議内容等について、各取締役による取締役会の実効性に関するアンケートを実施しており、それに基づき、全体の実効性について取締役会で分析・評価しております。2023年3月に実施しましたアンケート(取締役7名 100%回答)の結果、当社の取締役会はその役割・責務に照らし、実効性をもって機能していると評価しております。
今後も当社の取締役会では本実効性評価を踏まえて課題に対して十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取組みを継続的に行うとともに、その結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。今後の政策保有株式への投資の適否は、案件の質的、金銭的重要性に応じて取締役会や適切な決裁権者による慎重な審議を経て決定しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引に関しては、取締役や主要株主等と会社間の利益相反取引及び競業取引については、取締役会の決議を経なければならない旨を取締役会規程及び関連当事者取引管理マニュアルに定めており、毎年定期的に調査を実施し、監視を行っております。なお、取引条件においては、他の取引先と同様の取引条件により行うことを基本方針としております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございませんが、今後については社会情勢を鑑みて検討してまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念・経営戦略・経営計画は、事業報告・有価証券報告書・当社ホームページ等に掲載しております。

経営理念 <https://www.yasue.co.jp/ir/manegement-information/shareholder-message.html>

経営戦略・経営計画 <https://www.yasue.co.jp/ir/ir-library/management-plan.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針は、本報告書・有価証券報告書・当社ホームページに記載しております。

<https://www.yasue.co.jp/ir/manegement-information/corporate-governance.html>

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である指名・報酬委員会へ諮問し、指名・報酬委員会は内容を判断し取締役会へ答申しております。取締役会は指名・報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ決議し、取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

なお、指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成され、その過半数は独立社外取締役としております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、取締役候補者の選任にあたって、取締役会がその役割・責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図るため、監査等委員でない取締役候補者については、取締役会は事前に指名・報酬委員会に取締役候補者の選定を諮問し、その答申を踏まえた上で選定するものとしております。

【取締役の選定方針】

(1) 監査等委員でない取締役の選定方針

監査等委員でない取締役候補者は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する人物を、全体として網羅的にバランスよく選定することを基本方針としております。

(2) 監査等委員である取締役の選定方針

監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会と連携し、当社の経営理念や経営改善について、適切な助言・意見具申を行うことができる知見やバックグラウンドを有しており、その役割・責務を果たすことが期待できる資質を有する人物を選定することを基本方針としております。

また、原則として監査等委員である取締役候補者のうち1名は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものとしております。

【取締役の選定手続】

取締役会は、監査等委員でない取締役候補者および監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、それぞれの選定方針や取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、かつ、監査等委員でない取締役候補者については指名・報酬委員会が決定した意見を反映し、取締役会で意見交換を行ったうえで十分な審議を経て決議しております。

上記の手続きを経て、取締役会は株主総会に、取締役会で選定した監査等委員でない取締役候補者および監査等委員である取締役候補者の選任をそれぞれ付議しております。

株主総会は、取締役会によりその選任を付議された監査等委員でない取締役候補者および監査等委員である取締役候補者について、その決議により決定するものとしております。

なお、監査等委員会は、必要があると認められたときは、株主総会において意見を述べるものとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
個々の取締役候補者の選解任理由は、株主総会招集通知等に記載しております。

「第48回 定時株主総会招集通知及び株主総会資料」

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08489/bbe082d5/fc70/40e8/a6ce/a0e458f2d7a1/140120230303524370.pdf>

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

当社は、中長期的な企業価値の向上に向け、ESGに対する取り組みを重要な経営課題と認識し、その一環として、SDGs(持続可能な開発目標)についての取組みを行っております。特に、自然素材を用いた住まいづくりを促進して、そこに暮らす人々の健康的な生活を確保するとともに、石油製品の使用を減らして環境負荷を低減し、住み続けられるまちづくりの促進につなげています。また、エネルギーを効率的に利用するZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を促進して、各家庭における再生可能エネルギーの創出と、持続可能な近代的エネルギーへのアクセス確保に努めるとともに、高い断熱性や充実した省エネ設備によりエネルギーを効率的に利用し、気候変動の原因の一つであるCO2の発生を低減して、安心して住み続けられる持続可能な社会を実現を目指しております。SDGsの取組み内容は当社ホームページ等で公表しております。

<https://www.yasue.co.jp/sdgs/>

(1)人的資本への投資等について

当社が行う住宅リフォーム、新築住宅、不動産流通事業においては、「すべてのお客様に安らく『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションとして、一般顧客を対象に事業活動しております。このミッションを達成するためには、従業員一人一人に「お客様の立場になって行動する」意識と能力が必要であり、優秀な人材の確保と効果的な人材育成なくして当社の成長・発展はないと認識しております。また、建設業において最優先すべき「安全」を担保するため、労務、安全衛生対策を強化し、企業の安定成長と生産性の向上を図っております。待遇の改善や福利厚生充実によって社員満足度や定着率の向上を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(a)人材育成について

新人育成の核として、最高経営責任者(CEO)主催の研修である「フレッシュャーズキャンプ」を毎月1回開催しております。これは、新人のうちから経営者と同じ感覚を身につけ、リーダーを目指す際に役立つ知識や考え方を学ぶ実践的な研修であり、取締役や執行役員等が講師を務めております。

その他、入社後1ヶ月程度行う全体研修や配属部署におけるOJT、月1~2回のペースで行う建築や営業などの基礎的研修のほか、建設業における下請会社との適切な関係の構築のため、現場職人の元で研修を行う「職方研修」を実施して、相手を敬い相手の立場になる訓練をしております。

全員参加型経営の推進や社員の自主性の醸成のため、役職者未滿による全社横断型・全員参加の委員会活動を行っております。福利厚生、CSR、業務改善、人材育成など、7つのテーマで活動しており、委員会が立案した企画は経営会議での承認を経て、会社運営に直接活かされる仕組みとしています。

知識の習得を図るため、建築士など各種資格手当や合格祝い金の支給を行っております。また、社員の自主的な学びを支援するため、書籍購入補助制度等を設けています。

(b)労務・安全衛生面について

有給休暇取得管理・時間外労働管理を行ない、法令に則した勤務時間管理を行なっております。

毎週木曜日を「ノー残業デー」に設定し、ワーク・ライフ・バランスを推進しております。

時間外労働の抑制及び生産性向上のため、2017年から業務用PCの強制シャットダウン設定をしております。2023年度は、シャットダウン時刻を従来の21時から20時に前倒ししました。

2023年度は年間休日を5日増の115日に設定しました。

時間あたり生産性の向上のためDXを推進し、社内処理の合理化、電子化を進めています。

(c)その他

全従業員を対象に毎年1回「モラルサーベイ」(組織診断・自己申告書)を実施しております。この調査を通じて従業員の現状の悩みや今後の希望を把握し、業務改善、環境改善、人事施策に役立てております。

子育て世代の社員がそれぞれの希望に応じてキャリアを築けるよう、時短勤務制度、勤務時間スライド制度、フルタイム勤務支援制度(時間外・病児保育料補助)、看護休暇を男女問わず使用できるようにしています。

(2)知的財産への投資等について

当社が行う住宅ビジネスは、大手ハウスメーカーや中小の工務店など多くの競合会社が存在しており、他社との差別化に加え、一般顧客が認知できるブランドの確立が極めて重要です。したがって、会社のロゴや商品・サービス名、キャッチコピーなどを作成し、当社の顔として安心して継続的に使用できるよう、商標登録をしております。

また、他社に対する優位性、オリジナリティを出すため、自然素材を中心とした独自建材の開発を継続的に行っております。当社オリジナルの「無添加厚塗りしっくい(R)」は、安心の無添加素材のみを使用し、調湿性や耐火性、消臭性に優れた看板商品として、当社の新築住宅、リフォーム・リノベーション現場に多用しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、定款にて、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議による重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる旨を定めておりますが、現時点において委任はしていません。今後重要な業務執行の決定を取締役に委任する場合にはその概要を開示してまいります。

また、取締役会が決定した基本方針に基づく日常の業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等の社内規程に基づいて取締役や経営陣に委ねており、その職務と責任を明確にして意思決定の迅速化や審議の効率化に努めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4 - 10 任意の指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は取締役会の諮問機関として独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の選解任、報酬等、後継者計画に関する取締役会の諮問に対して答申を行う方針としております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役における他の上場会社の役員の兼任状況】

当社は、各取締役が他の会社の役員等を兼任する場合には取締役会の決議事項としており、取締役が当社での役割・責務を適切に果たせるよう兼任は合理的な範囲に留めております。また株主からの受託者責任から、兼任状況を毎年株主総会招集通知へ記載しております。

「第48回 定時株主総会招集通知及び株主総会資料」

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08489/bbe082d5/fc70/40e8/a6ce/a0e458f2d7a1/140120230303524370.pdf>

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、監査等委員会を含む全取締役を対象として、各人の知識・経験・要望に応じて、各種購読紙を通じた情報・知識の習得や、外部セミナー・勉強会等に積極的に参加しております。また、その役割及び責務を果たすために必要な事業・財務・組織等に関する知識を取得するための必要な費用負担や情報提供を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために幅広いステークホルダーとの信頼関係の構築が重要であると認識しており、適切な説明責任を果たすべく株主との積極的な対話の維持に努めてまいります。株主・投資家への対応を担当する専任部署としてIR担当を定め、株主・投資家への対応を総括しております。また、当社ホームページのメールアドレスに寄せられた株主・投資家からの質問にも丁寧に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社ヤマモト・トラスト	116,500	8.88
安江 将寛	91,600	6.98
安江 由奈	90,940	6.93
株式会社山西	85,500	6.51
株式会社ニッソウ	81,600	6.22
株式会社And Doホールディングス	66,800	5.09
岡崎信用金庫	63,800	4.86
安江 久樹	58,600	4.46
安江 幸花	55,900	4.26
安江工務店従業員持株会	36,900	2.81

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード、名古屋 メイン
決算期	12月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
時田 光一郎	他の会社の出身者													
中浜 明光	公認会計士													
竹内 裕美	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
時田 光一郎			1972年4月株式会社東海銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)に入行後、支店長を歴任し、1999年5月に同行を退社しました。 同行は当社の取引銀行であります。同氏が勤務した支店での取引はない上、同氏の同行退社後23年が経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。	金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
中浜 明光			該当事項はありません。	公認会計士の資格を有しており、監査法人における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
竹内 裕美			弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所のパートナーであり、当社と同事務所との間に法律相談等の取引がありますが、その取引高は僅少であり、一般的な取引条件と同様に決定しております。取引の規模・性質に照らして独立性の問題はないものと判断いたします。	弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計及び法務に関する知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

他部署に属する使用人に兼務で監査等委員会の職務を補助させております。
なお、当該使用人の異動については監査等委員会の同意が必要となります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人コスモスとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

監査等委員会は、当社の会計監査人及び内部監査部門は有効かつ効率的に監査を実施するため、各監査計画や監査実施状況について適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。

具体的には、内部監査室が原則月1回内部監査を実施したのちに、その結果を踏まえて監査等委員との間で情報交換を行っており、また半年に1回、三者間でミーティングを実施し、連携を図っております。

また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	0	3	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	0	3	2	0	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選定し、全員が東京証券取引所に独立役員として届出をした社外取締役である監査等委員で構成しております。委員長は、指名・報酬委員会の決議によって選定し、常勤監査等委員が務めております。

指名・報酬委員会は次の事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する事項
- (5) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6) 後継者計画に関する事項
- (7) その他、経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名全員を独立役員として届出しております。なお、3名の社外取締役・独立役員は全員が監査等委員である取締役です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上や企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、業績連動報酬制度とストック・オプション制度を導入しております。

業績連動報酬制度

前連結会計年度の連結営業利益金額に前連結会計年度の営業利益金額の実績と予想との差を加えたものと、当連結会計年度の連結営業利益予想金額とを平均した額に、業績評価基準係数(0.7%~1.1%の範囲内で毎期決定する)及び役位別乗数(1.0~2.3)を乗じた金額を個人別業績連動報酬(年額)とし、毎月の基本報酬とともに1/12ずつを毎月の固定報酬として支給しております。ただし、当連結会計年度の連結営業利益金額が、同予想金額に対して150%超となった場合には、当該超過分に係数と役位別乗数を乗じた金額を賞与として支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、概ね80:20となります。

監査等委員である取締役については業績連動報酬はありません。

株式報酬型ストック・オプション制度

2019年3月28日開催の第44回定時株主総会決議により、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬として、監査等委員でない取締役に対して年額45百万円以内、監査等委員である取締役(非常勤取締役を除く)に対して年額5百万円以内の範囲内で付与することが可能となっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役に対するストック・オプションについては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層の株主の皆様への利益を重視した事業展開を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。また、業績向上や企業価値向上に対する意欲や士気を向上させ、当社グループの結束力を高めることを目的とし、親会社の取締役・従業員に加えて、子会社の取締役・従業員を対象としたストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年9月8日開催の取締役会において、既定の方針を明確にするため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りであります。

a. 基本方針

当社は、報酬水準について外部機関が実施する調査データを活用するとともに、会社業績及び各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定することを基本方針としております。取締役会は、各取締役の報酬等について、任意の指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の答申を最大限尊重して審議の上で最終決定しております。

b. 取締役の報酬等の種類とその算定方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブとしてのストック・オプションにて構成しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮し、基本報酬、ストック・オプションにて構成しております。

基本報酬は、各取締役の役位、職責及び経営能力等を考慮して決定しております。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結営業利益金額に前連結会計年度の営業利益金額の実績と予想との差を加えたものと、当連結会計年度の連結営業利益予想金額とを平均した額に、業績評価基準係数(0.7%～1.1%の範囲内で毎期決定する)及び役位別乗数(1.0～2.3)を乗じた金額を個人別業績連動報酬(年額)とし、毎月の基本報酬とともに1/12ずつを毎月の固定報酬として支給しております。ただし、当連結会計年度の連結営業利益金額が、同予想金額に対して150%超となった場合には、当該超過分に係数と役位別乗数を乗じた金額を賞与として支給します。

<役位別乗数>

代表取締役 2.3

専務取締役 1.5

常務取締役 1.2

取締役 1.0

業績連動報酬算定の指標として連結営業利益を選定した理由は、取締役の貢献が直接的に反映され、事業に直結した指標であるためであります。当期の指標の実績は連結損益計算書に記載の通りであります。

なお、基本報酬と業績連動報酬の概ねの割合は、基本報酬80%、業績連動報酬20%としております。

ストック・オプションは、各取締役の役位別乗数と在任月数を考慮して決定しております。原則として行使価格を1株当たり1円として毎年付与し、取締役を退任後に権利行使を可能とすることを条件としております。

c. 取締役の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬限度について、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において報酬限度を年額150,000千円以内(使用人兼務役員の使用人分給与を含まない)、別枠でストック・オプション報酬額として年額45,000千円以内と決議しております(決議当時の員数4名)。また、監査等委員である取締役の報酬限度について、2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において報酬限度を年額20,000千円以内と決議しており、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度とは別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内と決議しております(決議当時の員数3名)。

当社は、取締役の指名・報酬に係るプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、2021年6月8日開催の取締役会にて任意の指名・報酬委員会の設置を決議しております。現在、同委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役で構成しており、取締役の指名・報酬に関する事項について取締役会の諮問に応じて審議し、その内容を取締役会に答申しております。

取締役の報酬制度に関する情報は、当社ホームページに掲載の「2022年12月期有価証券報告書」にも記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告に対する監督・助言を資するため、事業サポート部から事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の合計7名で構成され、取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。

(2) 幹部会

幹部会は、取締役7名及び執行役員等で構成され、原則として毎月1回開催し、取締役会の意思決定に基づく個別事項の状況把握及び審議を踏るとともに、具体的な施策を検討し執行しております。また、組織の戦略についての情報連携、相互牽制ならびに意思統一を図る機関としても機能しております。

(3) コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長をコンプライアンス統制の実施責任者とし、内部監査室長をはじめとする各部門長を実施責任者として構成するコンプライアンス委員会を設置しております。適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的なリスク状況の報告を受けて常時リスクを把握するとともにリスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとの開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(4) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名(うち常勤監査等委員1名)で構成され、原則として毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、内部統制システムを活用した監査を行うことを前提とし、内部監査室及び会計監査人と連携して実効的な監査に努めております。加えて、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。

(5) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選定し、全員が東京証券取引所に独立役員として届出をした社外取締役である監査等委員で構成しております。指名・報酬委員会は必要に応じて随時開催し、取締役会の諮問を受け審議を行い、取締役会に対して助言を行います。諮問内容は、取締役及び代表取締役の選定・解職に関する事項、監査等委員でない取締役の報酬等に関する事項、監査等委員である取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項、後継者計画に関する事項、そ

の他経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項としております。

(6) 執行役員制度

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで権限と責任の明確化を図り、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応するため、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された各執行役員は、社内規定等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長の指示した業務を執行しております。

(7) 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員2名が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して結果報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(8) 内部通報窓口

当社は、内部通報制度運用規程を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置しております。また、取引業者からの相談窓口として購買管理グループに取引業者ホットラインを設け、組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報窓口は購買管理担当責任者が担当することで、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。

(9) 会計監査人

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該社外取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査できる立場を保持しております。これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会の招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した日程の設定に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	現時点での採用予定はありませんが、今後、個人投資家及び機関投資家等の利便性向上を図るために、導入費用等を勘案し検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点での参加予定はありませんが、今後、機関投資家や海外投資家等の増加等を勘案の上、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点での英文招集通知の提供予定はありませんが、外国人株主の構成割合に応じ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	時期は不定期となっておりますが、必要に応じて個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表及び第2四半期決算発表後、代表者による決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、決算情報(決算短信)、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役執行役員を責任者として、経理部及び事業サポート部にIR担当者を配置し、必要に応じて各部署と連携を図りながら、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、当社のステークホルダーに対して健全で良識ある行動規範を規定しており、それぞれの立場を尊重することを義務づけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「こども110番の店」の登録 当社は、地域社会の保安を目的に各拠点を「こども110番の店」として愛知県警察へ登録しております。地域防犯活動の一環として、安全で住みよい街づくりへ貢献してまいります。</p> <p>「鎮守の森のプロジェクト」参加 当社は、木々を植えて防災林をつくり、津波の威力を弱めたり、火災の延焼を防ぐなど、災害からいのちを守る森をつくる活動「鎮守の森のプロジェクト」へ、当社オリジナル「無添加厚塗りしっくい」の施工代金の一部(1㎡につき3円)を寄附しております。今後も、地域と暮らしを守る活動を通して、地域貢献を行ってまいります。</p> <p>「藤前干潟清掃活動」参加 当社は、渡り鳥の飛来地として有名な干潟の清掃活動である「藤前干潟のクリーン大作戦」に参加いたしました。今後も継続して環境美化活動に取り組んでまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員、協力業者等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて積極的な情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」という企業ミッションのもと、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社及びグループ会社の業務の適正を確保する体制を整備し、これを運用します。これらの基本方針は、原則として当社グループに共通に適用するものとします。

(a) 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程を整備しており、その周知と運用の徹底を図っていく。
・コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。
・コンプライアンスの実効性を高めるため、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置する。また、取引業者からの相談窓口として購買管理グループに取引業者ホットラインを設け、組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報窓口は購買管理担当責任者が担当する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

(c) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

(d) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

(g) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

(h) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

(i) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役(監査等委員である取締役を除く)及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次の通りであります。

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社グループ固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主の皆様へ強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、市場内での大規模買付行為は規制対象とならないことから、市場内での濫用的な大規模買付行為に対応することができません。加えて、公開買付制度が適用される大規模買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する質問については意見表明報告書に質問を付すこともできますが、当該質問への対応についても、買付者は対質問回答報告書を提出して回答する義務があるものの、十分な回答を行うとは限らない上、理由を付して回答を行わないこともできます。このように、公開買付制度が適用される大規模買付行為であっても、株主及び投資家の皆様に対して十分な情報開示がなされず、又は公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

そこで、当社取締役会は、株主及び投資家の皆様を買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、1970年4月に創業し、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションに掲げ、顧客の顔が直接見える一般住宅を専門として、半世紀以上の長きにわたり、新築住宅・住宅リフォーム事業等を行っております。

当社グループは2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて2021年に中期経営計画を策定しております。当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る戦略として、「人材力の強化」「既存営業エリアの拡大と深耕」「新規営業基盤の獲得」を重要課題として認識し、それぞれに対処するための取組みを行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、顧客、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけております。したがって、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めるため、コーポレート・ガバナンス体制の確立と内部統制システムの整備を行っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の概要

当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとする者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主及び投資家の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付行為を行おうとする者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を導入いたしました。

また、本プランは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランは、2023年3月29日開催の第48回定時株主総会において継続が承認されており、有効期間は2026年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。詳細な内容につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.yasue.co.jp/ir/>)に掲載の2023年2月24日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご覧ください。

(2) 上記2.及び3.の取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

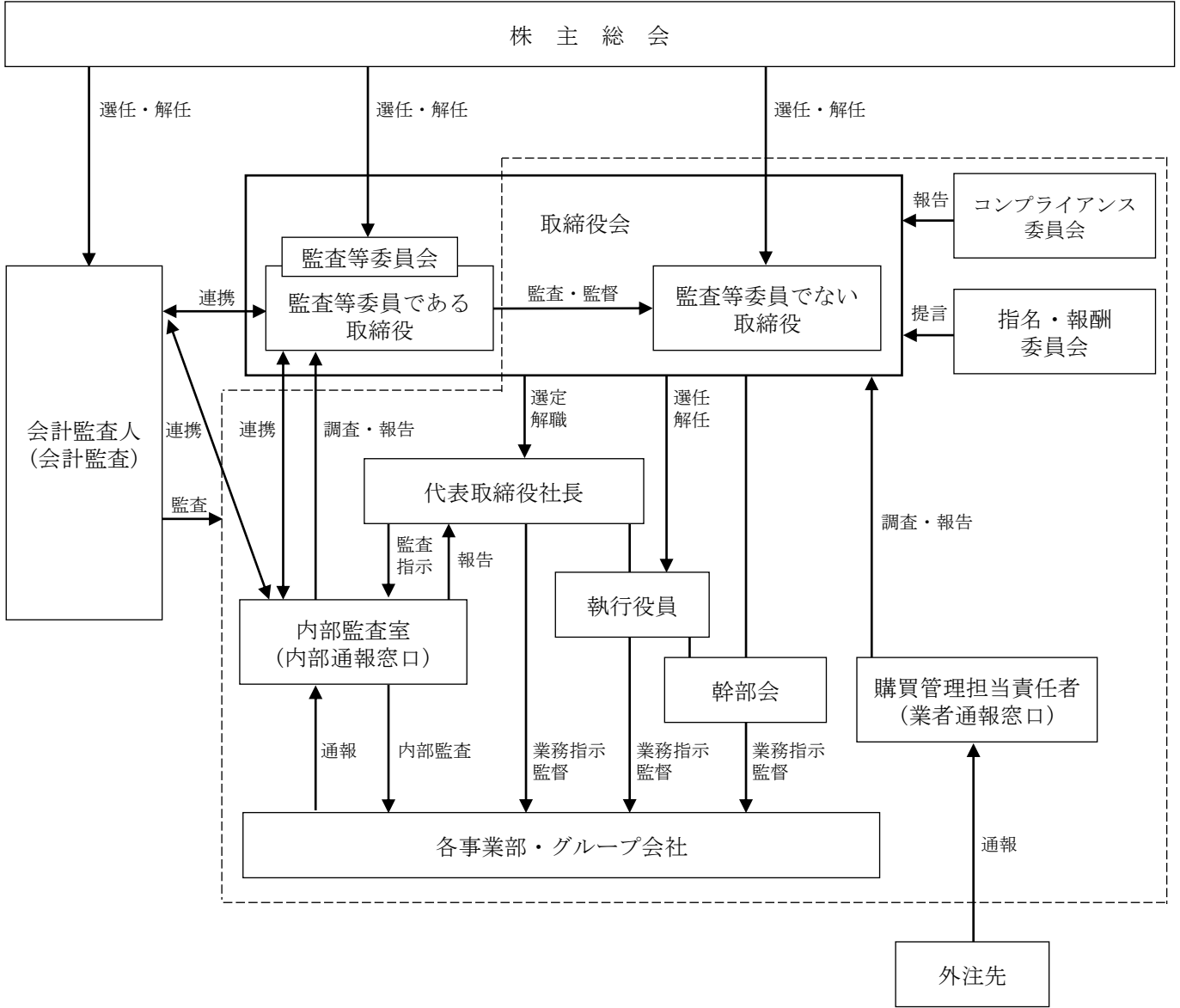
- ・企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ・事前開示・株主意思の原則
- ・必要性・相当性確保の原則
- ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
- ・合理的な客観的発動要件の設定
- ・デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

したがいまして、本プランは上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高めるうえで非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等に理解を深めていただけるよう会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行う所存です。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

